

令和元年度鳥取県環境審議会(第3回) 次第

日時：令和2年2月12日(水)

午後2時から午後4時まで

場所：とりぎん文化会館 第3会議室

(鳥取市尚徳町101-5)

1 開会

2 議事

(1) 答申案件

- ・次期鳥取県環境基本計画実行計画及び次期鳥取県地球温暖化対策計画について(資料1)
- ・次期鳥取県廃棄物処理計画について(資料2)

(2) その他報告事項

- ・鳥取県生物多様性地域戦略について(資料3)

3 その他

4 閉会

○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日
鳥取県条例第19号

第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

平成30年11月6日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 大気・水質部会
- 三 廃棄物・リサイクル部会
- 四 自然保護部会
- 五 温泉・地下水部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会（全体会）

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。（例：○印）

令和元年度鳥取県環境審議会（第3回） 資料一覧

| | |
|--------|--|
| 資料1-1 | 次期鳥取県環境基本計画実行計画及び次期鳥取県地球温暖化対策計画に係る諮問書 |
| 資料1-2 | 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（案）に対する意見とその対応 |
| 資料1-3 | 次期鳥取県環境基本計画実行計画及び次期鳥取県地球温暖化対策計画に係る審議結果について（報告） |
| 資料1-4 | 次期鳥取県環境基本計画実行計画及び次期鳥取県地球温暖化対策計画について（答申）（案） |
| 資料2-1 | 次期鳥取県廃棄物処理計画に係る諮問書 |
| 資料2-2 | 第9次鳥取県廃棄物処理計画（案）に対する意見とその対応 |
| 資料2-3 | 次期鳥取県廃棄物処理計画に係る審議結果について（報告） |
| 資料2-4 | 次期鳥取県廃棄物処理計画について（答申）（案） |
| 資料3 | 鳥取県生物多様性地域戦略（案）に対する意見とその対応 |
| 別冊資料1 | 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（案） |
| 別冊資料2 | 第9次鳥取県廃棄物処理計画（案） |
| （参考配布） | 令和元年度鳥取県環境審議会（第2回）議事概要（案） |

諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第9条第1項の規定に基づく環境基本計画の実行計画について、同条第5項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

平成30年11月6日

鳥取県生活環境部長 酒嶋 優



諮 問 理 由

本県においては、環境の保全及び創造に関する基本理念や施策の基本事項などを定めた「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的・中長期的な計画として「第2次鳥取県環境基本計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）」を策定しています。

また、この基本計画を推進する具体的な施策や数値目標を明らかにした実行計画「とっとり環境イニシアティブプラン」を平成23年度に、続いて「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」を平成27年度に策定し、それぞれの目標達成に向けた取組を進めてきたところです。

現行のイニシアティブプランの計画期間は、環境を巡る状況や社会経済情勢の変化が早い中で計画の実効性を確保するために、平成30年度までの4年間としていることから、次期の実行計画を策定する必要があります。

については、平成31年度以降の実行計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）第5条第1項の規定に基づく鳥取県地球温暖化対策計画について、同条例第5条第4項の規定により貴審議会の意見を求めます。

平成30年11月6日

鳥取県生活環境部長 酒嶋 優



諮 問 理 由

鳥取県では、「鳥取県地球温暖化対策条例」に基づき、国の地球温暖化対策計画を勘案して「鳥取県地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策を推進しています。

国は、温室効果ガス削減目標について、2030年度までに2013年度比26%減、2050年までに80%の排出削減を掲げ、地球温暖化対策計画を推進するとともに、地方公共団体に対し、それぞれの取組状況を踏まえ、国の計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めているところです。

こうした中で、現行の「鳥取県地球温暖化対策計画」は平成30年度(2018年度)を終期としていることから、引き続きこれまでと同等以上の取組を推進することを目指し、新たな計画を策定する必要があります。

以上のようなことから、平成31年度(2019年度)以降の本県の「鳥取県地球温暖化対策計画」について、貴審議会の意見を伺うものです。

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)に対する意見とその対応

令和2年2月12日

環境立県推進課

1 主な修正点

○第3章 I 循環型社会の創造

前回の環境審議会の議論等を踏まえ、サーマルリサイクルに関する記述を「マテリアルリサイクルや熱回収等を最適に組み合わせること」等に修正しました。

…P30 ②地域が一丸となってプラごみ排出を抑える「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ

○第3章 II 低炭素社会の実現

本県が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨の宣言を行ったこと(令和2年1月)を踏まえ、本文中にも長期的な脱炭素化を視野に、低炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進していくことを記載しました。

…P33 ①環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった再生可能エネルギー導入の推進

○第3章 III 自然・生物との共生

今後設立する予定の地域連携保全活動支援センターで検討・実施する予定の内容について、具体的に記載しました。

…P38①…ほか

○第3章 V 環境活動の協働

企画政策部会での審議を踏まえ、関連するSDGsゴールに「4 質の高い教育をみんなに」及び「9 産業と技術革新の基盤を作ろう」を追加しました。

…P27 環境分野におけるSDGsの達成に向けて ほか

2 いただいた御意見と対応状況一覧

別紙のとおり

令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン(案)に対する意見とその対応

パブリックコメント、とっとり環境推進県民会議並びに前回の環境審議会での各委員からの御意見を踏まえ、以のとおりに修正・対応しました。
 <対応状況の記号の意味合い>

- ◎:御意見を受けて修正し、プラン案に新たに記載した項目。
- :御意見について、既にプラン案に記載しているもしくは既に実践している項目
- △:今後の施策実施に向けての検討課題
- :その他の項目

○計画全体に対する御意見

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|---|---------|------|---|
| SDGs、地球温暖化対策、海洋プラスチックごみ対策にとりくんでもらいたい。 | - | ○ | SDGs、地球温暖化対策、海洋プラスチックごみ対策については世界的に取り組んでいる喫緊の課題であり、県としても率先して取り組んでいきます。 |
| 2ページをはじめ、イニシアティブプランがSDGsの目標の中で、何に取組むものかが明確に伝わり、非常に好感が持てた。 | 2、21～27 | - | - |
| 新聞などで取りざたされているSDGsに関する内容では、「エコ」「自然保護」といった環境分野に特化したものが散見される。このことは「SDGs=環境」と誤解され、環境対策に興味のない県民には見向きがれない可能性がある。最悪の場合、国際的に環境問題を提議する青少年に対するバッシングのように、SDGs関連政策そのものに抵抗を感じる県民も出てくる恐れがあると考える。地方行政こそSDGsの観点を持った政策が必要であると考え、前述の誤解が生じて県民の賛同や協力が得られなくなることや危惧している。そのため、貴プランの導入部は私の不安を払拭する内容となっており、安心して読み進めることができた。 | 21～27 | - | - |
| 鳥取県庁ではSDGsのために人員配置を進められるとのこと、イニシアティブプランで示されたように「SDGs≠環境対策だけ」という共通認識をもって、部局や課の壁を越えて関連政策を進めていただきたい。人間を取り巻く環境は時代とともに複雑化してきているが、昨今は人間の手が加えられない環境を考えることは不可能に近いように思う。人間が手を加えることにより、私たちの生活がより豊かな環境になるように考え、実行していくことが大切なような気がする。 | - | △ | 来年度立ち上げ予定の「SDGs推進本部」を中心に、部局横断的に施策を進めてまいります。 |
| 今回示されている持続可能な社会を目指す5つの指針は、現在問題となっている環境を変えていかなければならない点の確に示されていて、この指針に基づいて、私たちが努力して実践しなければならぬものと考えます。 | - | - | - |

| | | | |
|---|--------|---|---|
| <p>全体を通して、第5次環境基本計画の中で提唱された「地域循環共生圏」の概念がプランに取り入れられていないと思う。市町村や地域が目指す「自主分散」を県がどのように支援してとりまとめているのか、計画の中で示すことが大切だと思う。</p> | 21 | ◎ | <p>本プランでは、鳥取の健全で恵み豊かな環境(地域資源)を持続可能なものにするために目指すべき姿と取り組むべき方向性を示し、市町村、地域、企業、金融機関、教育機関、家庭など、多様な主体の参画・協働・パートナーシップによって取り組んでいくこととしており、自立分散型の社会を形成し支え合う「地域循環共生圏」の実現に向けたアプローチそのものと考えています。御意見を受けて、21 ページの記述を見直しました。</p> |
| <p>国連や環境省が目標を更新するスピードに対して、県のこれまでのアクションは遅すぎる。県が第5次環境基本計画の内容を取り入れるのは今回のプランから。また、生物多様性地域戦略は、2020年の目標が終わろうとしているときになっても策定が出来ていない。専門家たちがブレインとして行政トップを支える仕組みと、PDCAサイクルを短いスパン(半年から1年)で回していく必要がある。</p> | 56 | ○ | <p>令和新时代とつとり環境イニシアティブプランは、毎年その進捗状況をチェックするとともに、有識者で構成された「鳥取県環境審議会」、本県の各界を代表する方々で構成された「とつとり環境県民会議」の定期的な開催により、御意見を頂き計画の改善に反映する体制としています。計画は中間年に評価を行い、施策や目標等必要な見直しを実施します。また、御意見のとおり、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを実施します。</p> |
| <p>スピード感をもって取り組むために、とつとり環境イニシアティブプランと生物多様性戦略を別々に管理するのではなく、一つの部署で一元管理することを検討いただきたい。</p> | 5 | ○ | <p>本プランの進捗については、各分野ごとに関連する個別計画と連動させながら、同じ部署が一元管理をしていきます。生物多様性戦略と本プランの自然・生物との共生の部分は緑豊かな自然課が所管しております。</p> |
| <p>子孫や子ども達に美しい鳥取県を残していくために環境保全活動をやってほしい。そして、県内に定住してほしい。</p> | 27, 28 | ○ | <p>県民一人一人の行動である「暮らし」、県民の活動の拠点となる「地域」、「暮らし」と「地域」の中に共存する企業等の「経済」、これら3つのステージにおいて、それぞれに関与する人々が相互に補い合い、本プランに基づく取組を推進することで、本県の健全で恵み豊かな環境を次世代につなぎ、県内への定住にも寄与していきたいと考えています。</p> |
| <p>令和新时代とつとり環境イニシアティブプランは、現在、本市が取り組んでいる環境保全に関する施策や今後の課題である低炭素社会の実現に向けた施策の拡充等のための指針になるものであると考える。本計画案にパブリックコメントによる多くの意見が取り入れられ、ブラッシュアップされていくことが、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に繋がるものだと考える。【市町村】</p> | - | - | - |
| <p>環境保全については取り組んで行かないといけないが、環境を守ることに「楽しい」、「有意義」だと思って頂くことが大事。そういう取組となつていくようお願いしたい。【県民会議】</p> | - | ○ | <p>ESD 教育やエシカル消費の推進、また環境配慮経営の推進により子どもから大人まで、環境配慮、保全が楽しいと思えるような取組を実施していきたいと思えます。</p> |

I 循環型社会の構築

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-----------------------|------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・サーマルリサイクルもリサイクル手法の一つである。 ・サーマルリサイクルは和製英語で、国際的には「エナジーリカバリー(熱回収)」が用いられている。 ・「サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの転換」と書かれています。鳥取県廃棄物処理計画では、サーマルとマテリアルについてどちらがどうということはないかと回答されていたように記憶している。県が作成する計画なので、内容の食い違いが無いように調整をお願いしたい。【鳥取県環境審議会】 | 29 30 | ◎ | 「マテリアルリサイクルや熱回収等を最適に組み合わせること」等に修正し、パブリックコメントを実施しました。 |
| <p>プラスチックは私たちの生活に便利さをもたらした一面はあるが、自然環境にとってはよいものではない。人間の一時の便利さで、100年後にはしつぺ返しが人間に跳ね返ってくるようでは、ここ10年までにしっかりと対策を考えておくべき時期に来ているように思えるので、循環型社会の構築は早急に施策を実施すべきと考えます。</p> <p>ごみが川底や海底に沈んでいる。ごみが海を漂流している。海洋汚染対策に取り組んでもらいたい。</p> <p>海洋環境を改善していく、海岸線の漂着物を減らしていく、美しい海岸線にしていく等海洋プラスチックごみ対策に取り組んでもらいたい。</p> | 29~30 21 30 | ○ | <p>プラスチックの徹底的なリサイクルを目指し、プラスチックごみの資源循環等を図るため、本年度から「とっとりプラごみゼロ」チャレンジに取り組み始めたところです。</p> <p>本プランに記載した「とっとりプラごみゼロ」チャレンジなどの取組は、海洋汚染(プラスチックごみ)対策となり、SDGsゴール14の「海の豊かさを守る」の達成に繋がっていくものです。本プランのもと、循環型社会の構築で掲げている目指す将来の姿が達成できるようプラごみゼロ等に一層取り組んでまいります。</p> <p>また、併せて廃棄物処理計画の中でもプラスチックごみ対策に具体的な取組を記載しており、重点的に取り組むこととしています。</p> |
| <p>陸から投棄したごみが川を流れていき、海に漂流、漂着していく。陸からごみをなくして行くことが大切だ。そのためにも、4Rをやっていくべきだ。</p> | 29 | ○ | <p>4Rの取組等により廃棄物の適正処理を推進してきたところでは、本プランでは、今後、Renewableの取組も加え、県内全域で資源・環境の両面の解決をすともにも、将来にわたって質の高い生活による持続可能な社会の形成を目指すことを記載し、取り組むこととしています。</p> <p>今後4R+Renewableの取組が広がるよう、県でも引き続き広報等を行い、取組の実践や認知度向上に努めていきたいと考えています。</p> |
| <p>4Rに新たにRenewableが加わると、周知を図るのは困難だと思われる。【市町村】</p> | 30、31、46 | ○ | <p>幼少期からのESD教育の推進や啓発DVDの活用による普及啓発など、意識の醸成を図る旨、記載し、取り組んでいきます。</p> <p>県では、グリーン購入基本方針に基づき、認定グリーン商品等を購入することとしています。本プランでは廃棄物系バイオマス等の一層の活用を進めるため、各機関と連携し、有効活用される方法を検討することを記載し、取り組むこととしています。</p> |
| <p>ごみを拾う県民を増やしていく、環境教育でも教えていくべき。</p> <p>廃棄物系バイオマスについて、公共工事等での使用(特に県認定グリーン商品)を義務化し、利用を推進して頂かなければ、リサイクルとして循環しない。</p> <p>廃棄物系バイオマス・未利用資源の利活用について、施設・設備に対して行政からの補助や助成等の支援をして、利活用の促進をしていただきたい。</p> | 31 | ○ | |

| | | | |
|--|--------------|---|--|
| <p>プラスチックごみゼロ社会の実現には、食品トレイ、レジ袋等の代替方法を提案しないと難しい。</p> | <p>30～31</p> | ○ | <p>「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組の中で、プラスチック製品の原料等の切替えや代替製品の普及推進を進めるとともに、ワンウェイプラスチックの使用量削減やリユース食器の普及促進、御提案のあったおいしいお茶の沸かし方などを含め、具体的な普及啓発活動等を検討し、取組んでいきたいと考えています。なお県庁各課や市町村等の行政機関、商工団体に対しては改めてリユース食器の利用促進を依頼しました。</p> |
| <p>廃プラスチック処理問題は中国をはじめアジア各国で廃プラスチックの受け入れが出来なくなった背景があり、その結果、国内で処理が追いつかず、処理料金も上がっている。今後、重視すべき点として、リユース、リデュースなど排出抑制に重点を置く取組が必要と考える。プラごみゼロに取り組むということだが、大きなイベントでは、必ずと言っていいほどワンウェイプラスチックが使われている。リユース食器の徹底に力を入れてほしい。【県民会議】</p> | <p>30～31</p> | ○ | <p>食品ロスの削減については、県民、事業者の意識を変えていくことも重要であり、啓発・教育を進めながら、大量生産、大量消費からの転換を図る取組などを本プランに記載し、食品ロスが発生しにくい社会となるよう仕組み作りを取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| <p>学校でも生徒が持つて行くお茶は家で沸かすことなく、市販のペットボトルを買って水筒に入れる人が多い。この辺の意識を変えていく必要がある。また、日本の水道水は無料でおいしいということを外国人向けにPRし、ペットボトルの購入抑制を試みてはどうか。【県民会議】</p> | <p>30～31</p> | - | <p>食品ロスの削減については、県民、事業者の意識を変えていくことも重要であり、啓発・教育を進めながら、大量生産、大量消費からの転換を図る取組などを本プランに記載し、食品ロスが発生しにくい社会となるよう仕組み作りを取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| <p>事業系、家庭系から排出される食品ロスは日本国内だけで年間600万トン以上の試算が出ている。これまでの大量生産、消費から転換が必要だと考える。食品ロス削減は、メーカー、一般家庭の処理単価を引き上げると減らせるのではないか。</p> | <p>29</p> | ○ | <p>広域的な連携が必要なものは国等と連携しながら対応します。本県として、古紙等については、確実に資源化のルートに乗るよう、4R+Renewableの取組を周知・啓発していききたいと考えています。</p> |
| <p>古紙等は、インターネット通販拡大によって増えると思う。鳥取県で取組んでも他県から通販梱包材が入るので、鳥取県内での抑制は難しい。</p> | <p>30～31</p> | ○ | <p>地域社会や産業が、今後持続していくためには、ICT 等を上手く活用していく必要があると考えられますので、ICT 等の先端技術の普及や活用が進むように取組を支援します。</p> |
| <p>ICT導入はコストが高すぎる。県内のオペレーター不足やICTメーカーによって仕様が違いすぎる。</p> | <p>29,31</p> | ○ | <p>コンポスト、段ボール堆肥の普及については、以前より継続して取り組んでいるところであり、今後も引き続き実施します。</p> |

II 低炭素社会の実現

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|----------------|------|--|
| <p>環境配慮経営の推進の部分で ISO14001 や TEAS だけでなく、「エコアクション21」も併記していただきたい。エコアクション21を認証取得されている事業者や、これから認証取得に向かう事業者もある。【鳥取県環境審議会】</p> | 8、36 | ◎ | <p>「ISO14001 や TEAS 等」という記載を、「ISO14001、エコアクション21 や TEAS 等」とし、エコアクション21を併記しました。</p> |
| <p>県内の中小企業等の省エネ化の取組については、県内の国家資格のエネルギー管理士、民間資格の実践的な省エネルギー診断プロ、他に省エネルギーセンターがあり活用されたいと思う。</p> | 33～37 | ○ | <p>県内企業の省エネを推進していくため、(一財)省エネルギーセンターを活用した取組を行っていくこととしています。</p> |
| <p>エネルギーの分散化においては、バイオマス・コージェネなどの熱利用がより効率的になるかにかかっているが、こうした施設の近くに熱利用設備を設けられるかが課題である。企業のマッチングの提案をしてはどうか。</p> | 33～34 | ○ | <p>本プランで目指す自立分散型地域エネルギー社会を推進していくため、御提案のありましたバイオマス等の熱電供給の事例も含め、地域に賦存する様々なエネルギーを有効活用した取組について情報発信等を行っていきます。</p> |
| <p>漁港の加工等多くの熱と冷蔵エネルギーを使用しているが、ヒートポンプでは熱を発生させれば副次的に冷風が発生する。逆に冷蔵すると熱が発生するため、これらの熱を利用する企業とのマッチングを提案してはどうか</p> | 33～34 | | |
| <p>低炭素社会の実現についても、再生可能エネルギー獲得のための施設を作るだけでなく、人間の意識改革をうながす教育や広報活動等が必要なのではないかと考えます。</p> | 33～37 45～48 | ○ | <p>低炭素社会の実現に向け、企業の環境配慮経営や省エネルギーに資するライフスタイル・消費行動の啓発、ESD 教育を通じた人材育成等を推進し、誰もが環境問題に真摯に向き合い、持続可能な未来に向けて行動していく社会づくりに取り組んでいきます。</p> |
| <p>省エネに関する人材育成のため、大学工学部学生、高専生、工業高校生などで公共施設の省エネ診断をしてみてもどうか。</p> | 33～37 | △ | <p>また、御提案の省エネに関する人材育成については、今後、大学等の考え方も伺いながら検討していきたいと考えます。</p> |
| <p>RE Action に参加した県内企業が、県内の再エネ施設で発電した電力(低圧 100V)を利用する仕組みがない。RE Action に参加した企業・団体が県内の再エネ施設で発電した電力を購入できる仕組み作りを電力会社、新電力会社と協力してお願いしたい。</p> | 33～37 | ○ | <p>家庭用太陽光発電の固定価格買取期間満了後の電力について地域新電力への売電を進める等、地域新電力による地産電力の確保を強化することを記載しており、県内企業・団体で電力を購入入できるよう取り組んでいきます。</p> |

| | | | |
|---|----------------------------|----------|--|
| <p>地球温暖化について、その対策の取組は喫緊の課題。FIT 終了に伴い、既存の施設の継続・維持についての課題が大きい。今後の普及推進はともかく、現状維持さえ困難になる恐れがあることから、課題と目的を十分に考慮し、今後の施策を期待する。</p> | <p>22、33～ 37、49～53</p> | <p>◎</p> | <p>本県では、令和2年1月に2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨の宣言を行ったところであり、本文中にも長期的な脱炭素化を視野に、低炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進していくことを記載しました。</p> |
| <p>火力発電や原子力発電から脱却していくことが必要だ。化石エネルギー(石炭、石油、ガソリン等)から脱却して温室効果ガスやCO2の排出を削減し、地球温暖化対策をやっていく必要がある。</p> | <p>33～37</p> | | <p>本プランでは、低炭素社会の実現で掲げた7つの項目を中心に、再生可能エネルギーの更なる推進等、地球温暖化対策や気候変動適応対策に積極的に取り組んでまいります。</p> |
| <p>県内の脱炭素の取組への動き等を記載してはどうか。 (記載イメージ)「県内でも2050年CO₂排出実質ゼロを表明する動きがあり、自治体、事業者、県民の皆さんとともに取組みを推進していく必要があります。」「【市町村】</p> | <p>33</p> | | |
| <p>県内の小中学校は、統廃合が進んでいる。今後新しい学校を建設したり、改修したりということがありますが、その際にはせつかくの機会なので太陽光など環境に配慮した建設していきたい。しかし、実際は予算の問題で取組んでいけない状況。県と市町村、教育委員会と連携して、環境に配慮した校舎の建築をしていくなど、そういった動きがあるとよいと思う。【県民会議】</p> | <p>33～37</p> | <p>△</p> | <p>学校施設については、環境に配慮した施設整備の検討に資するよう、再生可能エネルギー設備の設置や省エネルギー型設備の導入等を対象とする国庫補助制度等について、教育委員会と連携して市町村との情報共有を図ります。また一定面積以上の建築物は法律で省エネ基準の適合が義務化されており、今後対象建築物の拡大も予定されていることから、校舎改築等の際には国の補助事業等が有効に活用されるよう、教育委員会や市町村に情報提供してまいります。</p> |
| <p>校舎や住宅の大きな問題は熱流出。断熱化をしつかりしていくことで、再生可能エネルギーと住宅の課題を同時に解決できる機会があればよいと思う。【県民会議】</p> | <p>33～37</p> | <p>○</p> | <p>なお、住宅については、県独自の健康省エネ住宅性能基準に適合する住宅に対して支援を行うことにより、断熱性能の高い住宅の普及を推進していきます。また再生可能エネルギーの導入も合わせた住宅のゼロエネルギー化・省エネルギー化の効果について、分かりやすい啓発を行っていきます。</p> |

Ⅲ 自然・生物との共生

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-------------------------------------|----------------------------|--|
| <p>「Ⅲ 自然・生物との共生」指標1 レッドリスト掲載件数について、増加を目標にするのは、誤解を生じやすいと思うため、検討をお願いします。【鳥取県環境審議会】</p> <p>一度手を加えた自然環境は人がずっと手を加えていく必要があると思う。生物多様性オフセットを行った場所は観光資源にするなどして保全と活用を両立する仕組み作りを民間と協力して行ってほしい。</p> <p>市町村に希少生物に関する情報を取り扱い部課が無く、県と市町村が情報を共有する仕組みが必要だと思う。</p> <p>鳥取県には環境省から重要里地里山に指定された場所が複数ある。重要里地里山を繋ぐネットワークを構築することでより活用できると思う。</p> <p>生物多様性によって収益を得る仕組みが必要だと思う。鳥取県の一つ観光発信力と豊かな生物多様性が合わされば、生物多様性によって大きな収益を得ることができると思う。</p> <p>率先して課題に取り組みためには、行政のトップと専門家たちの連携が不可欠だと思う。</p> <p>専門家たちが行政のトップが行う観光政策を支える仕組みづくりをお願いしたい。</p> <p>また、鳥取環境大学の学生たちが行っている環大レンジャーのように観光と環境保全を繋ぐさがけとなる活動を支援してもらいたい。</p> | <p>40</p> <p>38～40</p> <p>38～40</p> | <p>○</p> <p>◎</p> <p>△</p> | <p>リスト掲載数の増加を目標とするのではなく、現行の絶滅危惧種から絶滅種への移行(悪化)を限りなくゼロにするという指標にしています。</p> <p>これら4つの御意見については、今後、地域連携保全活動支援センターを立ち上げ、民学官が連携・協働して生物多様性の保全に取り組んでいくとして本プランに追記しました。</p> <p>以下、今後検討していきたい具体的な内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性オフセットに対する取組は、今後有識者や自然保護団体とともに、事業者に対し、助言や指導を行っていきたいと考えます。観光利用についても、推進を希望する団体の活動にセンターを中心として協力していきたいと考えます。 ・市町村にも希少生物等を担当する部課はあり、各種団体も含め、センターを通じて民学官の連携を図っていきたいと考えます。 ・生物多様性の重要な利活用手段の一つが観光利用と認識しております。観光利用での生物多様性に対する配慮は現場での対応が最も重要と考え、実地で速やかな助言や指導が行えるよう、地域連携保全活動支援センターの体制を整備していきたいと考えます。 <p>なお、環大レンジャーのような具体的な観光と環境保全をなく活動を想定されている場合、県では様々な支援があるため、相談をさせていただければと思います。</p> <p>立入禁止区域等は既存の鳥取県希少野生動物植物の保護に関する条例や鳥取県自然環境保全条例等での対応が可能です。ただし、実施においては地元地域や関係団体の協力も必要です。</p> |

IV 生活環境の保全

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-------|------|---|
| 生活環境の保全の内容について、市民生活で最も身近な問題である(騒音・振動・悪臭)に関する記述がありませんが、理由があればご教示願いたい。【市町村】 | 44 | ◎ | 騒音・振動・悪臭については、市町村が主体となって事案に対する指導や規制が行われているところですが、県としても、生活環境の保全のため市町村と連携し、適切な対策等が行われるよう必要な対応・支援を行っていく旨を追記しました。 |
| 湖山池・東郷池の清掃活動を活発化してほしい。中海はラムサール条約に指定されているため清掃活動を行う県民が多い。湖沼や河川の不法投棄、ポイ捨ての撲滅等を入れてほしい。 | 41～43 | ○ | 地域住民や企業等が取り組みアダプトプログラムの推進やワイズユースの拡大を中心に、湖山池・東郷池に関しても保全・利活用を活発化して参ります。 |

V 環境活動の協働

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|---|-------|------|--|
| V 環境活動の協働の、目指すSDGsのゴール17の下に、関連するゴール・ターゲットとして「4 質の高い教育」を追記してはどうか【鳥取県環境審議会】 | 27 | ◎ | 関連するゴール・ターゲットとして、「4 質の高い教育」と、イノベーションの推進の観点から「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」を追加しました。 |
| パートナーシップを形成する単位として「地域循環共生圏」を考える必要がある。県の役割はパートナーシップの形成を支援することだと思ふ。県が主体となって地域循環共生圏を構築するよりも、民間団体を活用して形成した地域循環共生圏の方が経済に適用しやすいと思ふ。 | 47 | ○ | 地域循環共生圏の形成のためには、「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決が必要不可欠です。そのために、民間企業はじめ「環境」、「経済」、「社会」の各領域での人材育成や連携の強化等、県として支援・協力を検討して参ります。 |
| 県には地域循環共生圏の形成を円滑化する役割が期待される。ソフトウェアやデジタルコンテンツの開発には、開発費に占める人件費の割合が高い。これらの開発費(人件費を含む)に補助金をお願いしたい。 | 47 | △ | 2030年までの各施策の目標達成や、ひいては2050年までの脱炭素宣言の実現のためには、非連続的なイノベーションは必要不可欠です。イニシアティブプランに記載している民間企業等の支援の具体的なことについては、今後検討して参ります。 |
| SDGsの推進や環境配慮経営についてはやっではないといけないが、企業はどうしてもコストとのバランスが必要。環境配慮経営を推進頂くためには補助金等、何らかの支援を検討頂きたい。【県民会議】 | 45～47 | △ | ESG投資の推進のため、企業と金融機関との連携を後押ししたり、再エネ100 RE Actionのアンバサダーとして、企業の環境配慮経営の後押しができるよう支援体制について今後具体的に検討していきます。 |

○誤記載の修正

| 対象ページ | 修正内容 |
|--------|---|
| 2 ページ | 令和新时代とつとり環境イニシアティブプランの各柱のSDGsマークを修正 |
| 15 ページ | 里山整備活動・森林体験企画数 平成30年度未実績 14件 ⇒ 19件 |
| 49 ページ | 3 目標を達成するための施策(2)の記載部分 ・アダプトプログラム、CSR活動等多様な環境補背活動への参加 ⇒ アダプトプログラム、CSR活動等多様な環境保全活動への参加 |

〇パブリックコメント時から修正した箇所

| 対象ページ | 修正内容 |
|----------------------|--|
| 1 ページ 4 行目 他各所 | 鳥取県環境基本計画について、(以下、「計画」という。)としていましたが、その後の「計画」という言葉がどの計画を指しているのか、わかりにくいことから、それぞれの計画についてすべて正確な名称を記載 |
| 2 ページ 1 行目 | SDGs について、正式名称である Sustainable Development Goals を括弧書きで追記 |
| 8 ページ 2 行目 | 環境管理システムの例に、エコアクション 21 を追記 |
| 11、12、16、20 ページ | グラフの軸タイトルを微修正 |
| 13 ページ 注釈 25 | 鳥取県認定グリーン商品の解説を微修正 |
| 21 ページ 8 ページ | 地域循環共生圏について記載 |
| 27 ページ | 関連するゴールターゲットを追記 |
| 30 ページ 36 行 目 | 食べられることができる ⇒ 食べることができる |
| 31 ページ 21～23 行目 | 廃棄物系バイオマスに関する記載について微修正 |
| 33 ページ 17 行目 | 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す宣言について追記 |
| 37 ページ | 環境指標 No.3 をわかりやすい表現に修正 |
| 38～40 ページ | 自然・生物との共生について、パブリックコメントを受けて内容を変更 |
| 43 ページ 26 行目 | 地下水の健全な資源量と良好な水質の確保の主な取組を微修正 |
| 44 ページ 8～18 行目 | 騒音・振動・悪臭について取組の方向性を追記 |
| 45 ページ 2 行目 | 企業戦略 ⇒ 企業経営 |
| 46 ページ 30 行目 | 学級活動 ⇒ 特別活動 |
| 47 ページ 11 行目 | 産官学金 ⇒ 産官金学 |
| 49 ページ | 2 目標に 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す旨記載 |

〇その他

計画案本文に、用語について注釈解説していましたが、巻末に用語集として再掲しました。

鳥環審第21号
令和2年2月12日

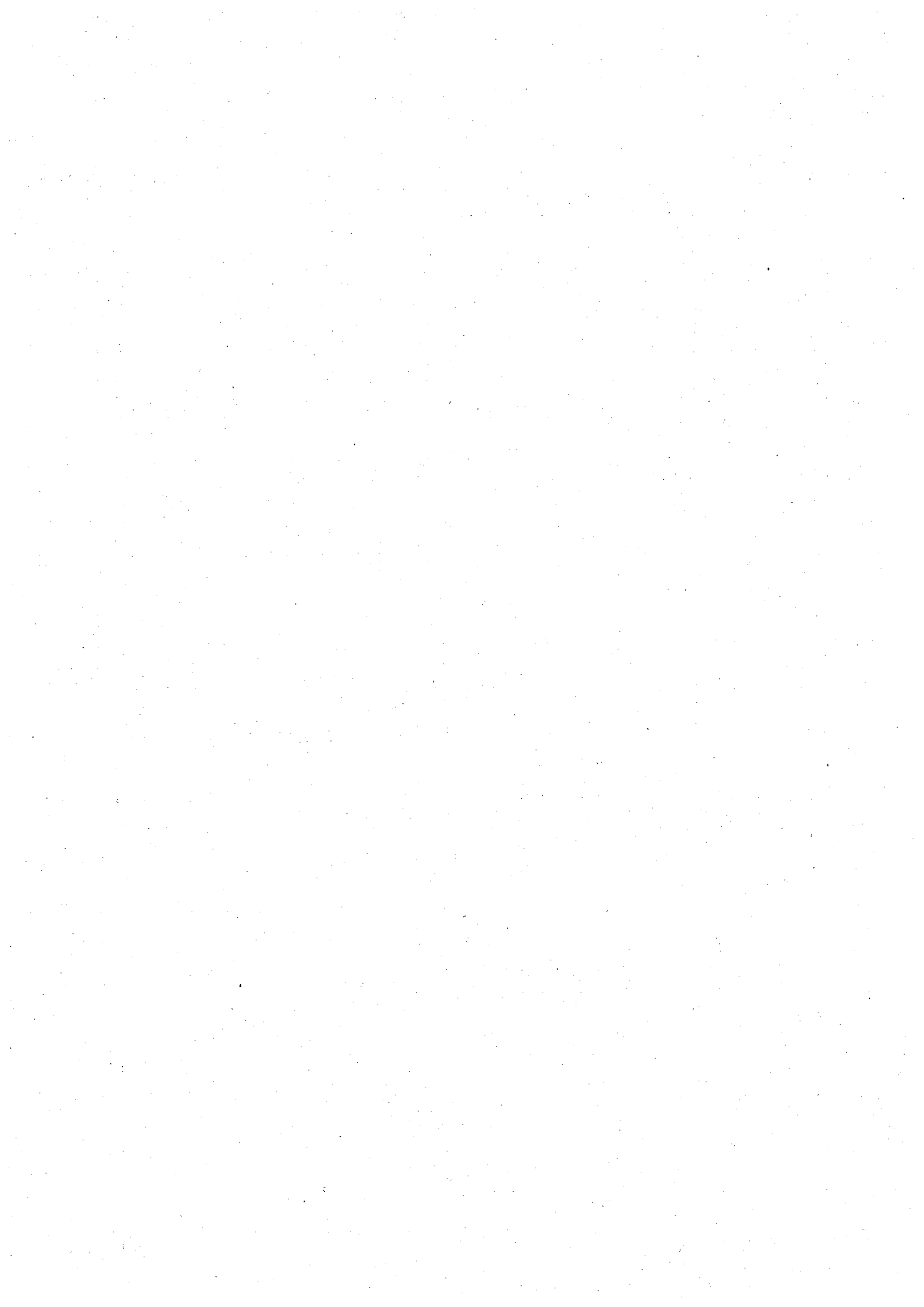
鳥取県環境審議会議長 様

鳥取県環境審議会企画政策部会長



次期鳥取県環境基本計画実行計画及び次期鳥取県地球温暖化対策計画に係る
審議結果について(報告)

平成30年11月6日付けで企画政策部会に付議されたこのことについて、慎重審議した結果、別添「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)」のとおりとすることが適当であると結論を得たので報告します。



(案)

鳥環審第■■号
令和2年2月■■日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長

次期鳥取県環境基本計画実行計画及び次期鳥取県地球温暖化対策計画
について(答申)

平成30年11月6日付けで諮問のあったこれらのことについては、慎重審議の結果、別添
「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)」のとおり策定することが適当であると結論
を得たので答申します。



諮 問

鳥取県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づく「鳥取県廃棄物処理計画」について、同条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平井 伸治



諮 問 理 由

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づき、廃棄物処理計画を定めることとされています。

本県では、平成28年3月に、廃棄物の発生・排出抑制、再使用・再利用、適正処理等の基本的な考え方を示した廃棄物処理計画（平成27年度～30年度）を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところです。

その結果、産業廃棄物の排出量やリサイクル率、一般廃棄物のリサイクル率については、平成30年度の目標達成が見込まれるなど一定の成果がありましたが、一般廃棄物の排出量等については、目標達成に向け一層の取組が必要な状況です。

また、持続可能な社会の実現を目指して2015年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、2030年までに達成すべき目標として食品ロスの削減や海洋汚染の防止が掲げられるなど、食品ロスや海洋プラスチックごみ問題は国際的にも関心が高まっており、より一層の取組が求められているところです。

については、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定するに当たり、貴審議会の意見を伺います。

廃棄物処理計画(案)に対する意見とその対応

パブリックコメント(令和新時代とっとり環境イニシアティブプランに寄せられたものも含む)、関係各課、市町村等への意見照会とっとり環境推進県民会議並びに前回の環境審議会での各委員からの御意見を踏まえ、以下のとおり修正・対応しました。
 <対応状況の記号の意味合い>

- ◎:御意見を受けて修正し、計画案に新たに記載した項目
- :御意見について、既に計画に記載させて頂いている、もしくは既に実践している項目
- △:今後の施策実施に向けて検討させて頂いた項目
- ー:その他の項目

○廃棄物処理計画に対する御意見
 【パブコメ・環境審議会・環境推進県民会議】

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|---|----------|------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・サーマルリサイクルもリサイクル手法の一つである。 ・サーマルリサイクルは和製英語で、国際的には「エナジーリカバリー(熱回収)」が用いられている。 ・「サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの転換」と書かれています。鳥取県廃棄物処理計画では、サーマルとマテリアルについてどちらがどうということはないかと回答されていたように記憶している。県が作成する計画なので、内容の食い違いが無いように調整をお願いしたい。【環境審議会】 | - | - | 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの該当箇所を「マテリアルリサイクルや熱回収等を最適に組み合わせること」等に修正し、調整しました。 |
| 環境配慮経営の推進の部分で ISO14001 や TEAS だけでなく、「エコアクション 21」も併記していただきたい。エコアクション 21 を認証取得されている事業者や、これから認証取得に向かう事業者もある。【環境審議会】 | 54 | ◎ | 「TEAS 等」という記載を、「ISO14001、エコアクション 21 や TEAS 等」としました。 |
| 陸から投棄したごみで川が流れていき、海に漂流、漂着していく。陸からごみをなくして行くことが大切だ。そのためにも、4R をやっていくべきだ。【パブコメ】 | 29 | ○ | 4R の取組等により廃棄物の適正処理を推進してきたところです。本計画では、今後、Renewable の取組も加え、県内全域で資源・環境の両面の解決をするともに、将来にわたって質の高い生活による持続可能な循環型社会の形成を目指し、取組むこととしています。 |
| ごみを拾う県民を増やしていく、環境教育でも教えていくべき。【パブコメ】 | 30、31、46 | ○ | 幼児期からの環境教育の推進や啓発 DVD の活用による普及啓発など、環境意識の醸成を図る旨、記載し、取組んでいきます。 |

| | | |
|---|-----------------|--|
| <p>プラスチックは私たちの生活に便利さをもたらした一面はあるが、自然環境にとってはよいものではない。人間の一時の便利さで、100年後にはしっぺ返しが人間に跳ね返ってくるようでは、ここ10年までにしっかりと対策を考えておくべき時期に来ているように思えるので、循環型社会の構築は早急に施策を実施すべきと考えます。【イニテラパブコム】</p> | <p>29～30</p> | <p>プラスチックの徹底的なリサイクルを目指し、プラスチックごみの資源循環等を図るため、本年度から「とっとりプラごみゼロ」チャレンジに取り組み始めました。</p> <p>本計画に記載した「プラスチックごみゼロ社会の実現」の取組は、海洋汚染(プラスチックごみ)対策となり、SDGsゴール14の「海の豊かさを守る」の達成に繋がっていくものです。本計画のもと、プラスチックごみゼロ社会の実現に向けて、プラごみゼロ等に一層取り組んでまいります。</p> |
| <p>ごみが川底や海底に沈んでいる。ごみが海を漂流している。海洋汚染対策に取り組んでもらいたい。【パブコム】</p> | <p>36、37、52</p> | |
| <p>海洋プラスチックごみ対策、マイクロプラスチック対策に取り組んでもらいたい。【パブコム】</p> | <p>36、37</p> | |
| <p>海洋環境を改善していく、海岸線の漂着物を減らしていく、美しい海岸線にしていく等海洋プラスチックごみ対策に取り組んでもらいたい。【イニテラパブコム】</p> | <p>30</p> | |
| <p>廃棄物系バイオマスについて、公共工事等での使用(特に県認定グリーン商品)を義務化し、利用を推進して頂かなければ、リサイクルとして循環しない。【パブコム】</p> | <p>31</p> | <p>県では、グリーン購入基本方針に基づき、認定グリーン商品等を購入することとしています。本計画では廃棄物系バイオマス等の一層の活用を進めるため、各機関と連携し、有効活用される方法を検討することを記載し、取り組むこととしています。</p> |
| <p>廃棄物系バイオマス・未利用資源の利活用について、施設・設備に対して行政からの補助や助成等の支援をして、利活用の促進をしていただきたい。【パブコム】</p> | <p>44～45</p> | |
| <p>プラスチックごみゼロ社会の実現には、食品トレイ、レジ袋等の代替方法を提案しないと難しい。【パブコム】</p> | <p>36～37</p> | <p>「プラスチックごみゼロ社会の実現」の取組の中で、プラスチック製品の原料等の切替えや代替製品の普及推進を進めるとともに、リユースプラスチックの使用量削減やリユース食器の普及促進、御提案のあったおいしいお茶の沸かし方などを含め、具体的な普及啓発活動等を検討し、取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>なお県庁各課や市町村等の行政機関、商工団体にに対しては改めてリユース食器の利用促進を依頼しました。</p> |
| <p>廃プラスチック処理問題は中国をはじめアジア各国で廃プラスチックの受け入れが出来なくなった背景があり、その結果、国内で処理が追いつかず、処理料金も上がっている。今後、重視すべき点として、リユース、リデュースなど排出抑制に重点を置く取り組みが必要と考える。【パブコム】</p> | <p>36～37</p> | |
| <p>プラごみゼロに取り組むということだが、大きなイベントでは、必ずと言っていいほどリユースプラスチックが使われている。リユース食器の徹底に力を入れてほしい。【県民会議】</p> <p>学校でも生徒が持つて行くお茶は家で沸かすことなく、市販のペットボトルを買って水筒に入れる人が多い。この辺の意識を変えていく必要がある。また、日本の水道水は無料でおいしいということも外国人向けにPRし、ペットボトルの購入抑制を試みてはどうか。【県民会議】</p> | <p>36～37</p> | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
| <p>ポイ捨て、不法投棄を撲滅するために、関係する法律・条例に照らし合わせて科料、刑罰を科していくべきだ。証拠として監視カメラを設置して行くべきだ【パブコメ】</p> | 50～51 | ○ | <p>ポイ捨て、不法投棄の撲滅のため、今後も引き続き、警察や市町村等と連携し、不法投棄多発箇所には監視カメラを設置するなど不法投棄対策を進めていきます。</p> |
| <p>川沿いの住民が河川をきれいにしていくために行動を起こすべきだ。河川にごみを捨てる人間は多いが、拾う人間は少数だ。【パブコメ】</p> | 51 | ○ | <p>環境美化の推進のため、積極的に、県民、事業者への広報活動など普及啓発を継続して実施していきたいと考えています。</p> |
| <p>事業系、家庭系から排出される食品ロスは日本国内だけで年間600万トン以上の試算が出ている。</p> | 38 | ○ | <p>食品ロスの削減については、県民、事業者の意識を変えていくことも重要であり、啓発・教育を進めながら、大量生産、大量消費からの転換を図る取組などを行い、食品ロスが発生しにくい社会となるよう仕組み作りを取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| <p>食品ロス削減は、メーカー、一般家庭の処理単価を引き上げると減らせるのではないか。【パブコメ】</p> | 38～39 | △ | <p>食品ロスの削減については、県民、事業者の意識を変えていくことも重要であり、啓発・教育を進めながら、大量生産、大量消費からの転換を図る取組などを行い、食品ロスが発生しにくい社会となるよう仕組み作りを取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| <p>古紙等は、インターネット通販拡大によって増えると思う。鳥取県で取り組んでも他県から通販梱包材が入るので、鳥取県内での抑制は難しい。【パブコメ】</p> | 40～42 | △ | <p>広域的な連携が必要なのは国等と連携しながら対応します。本県として、古紙等については、確実に資源化のルートに乗るよう、4R+Renewableの取組を周知・啓発していきたいと考えています。</p> |
| <p>ICT導入はコストが高すぎる。県内のオペレーター不足やICTメーカーによって仕様が違いすぎる。【パブコメ】</p> | 46～47 | ○ | <p>地域社会や産業が、今後持続していくためには、ICT等を上手く活用していく必要があると考えられますので、ICT等の先端技術の普及や活用が進むように取組を支援します。</p> |
| <p>電子マネーのモバイル化を行う。【パブコメ】</p> | 48 | ○ | <p>電子マネーのモバイル環境(スマートフォン・タブレット)での利用は平成27年度から提供されています。県として、今後も電子マネーの利用拡大に努めていきたいと考えています。</p> |
| <p>災害時の廃棄物処理に使用できる県内処分場の確保が必要。【パブコメ】</p> | 51～52 | ○ | <p>災害発生時等における対応については、迅速かつ的確に行動できるよう、平常時の教育訓練の実施などにより近隣府県や市町村、各関係団体と連携、協議を行いながら、災害廃棄物の処理体制の構築を進めていきたいと考えています。</p> |
| <p>昨年、日本各地で地震や台風など大規模な災害が発生し、避難住民が増大しています。それに伴い、仮設トイレの設置も必要とされ、避難所の環境衛生を保全するためにバキュームカーが必要不可欠ですが、県内において下水道等の整備に伴い著しく車両数が減少している状況。バキュームカーは受注から納車まで約1年を要することから、広域的な観点で事前に適正数を確保し、し尿等の災害廃棄物の処理体制を整えなければならぬと考える。【パブコメ】</p> | 51～52 | ○ | <p>なお、一般廃棄物である災害廃棄物の最終処分先は、災害の規模等に応じて、県内外の広域処理等も検討しながら適切に処理していきます。</p> |
| <p>近年日本では、大雨等による災害が増えていることから、災害廃棄物処理指針に基づき、行政主導の広域的な連携の啓発、強化を望む。また、廃棄物の適正処理に対して、適正・確実に処理を行えるよう、市町村等と連携した適正価格の設定が必要であると考える。【パブコメ】</p> | 51～52 | ○ | <p>近年日本では、大雨等による災害が増えていることから、災害廃棄物処理指針に基づき、行政主導の広域的な連携の啓発、強化を望む。また、廃棄物の適正処理に対して、適正・確実に処理を行えるよう、市町村等と連携した適正価格の設定が必要であると考える。【パブコメ】</p> |

| | | |
|--|-----------------------|--|
| <p>メ]</p> <p>県人口が減少する中、一般廃棄物(ごみ)の排出量が増加している。示されている削減に向けた取組は重要であると考え、増加した原因と削減取組みはマッチングしているのか。</p> <p>個人・事業所から排出される一般廃棄物の状況を勘案した削減の取組みを、県・市町村が連携して、処理業者(現場)の意見を聞いていただき個別対応もお願いする。【パブコメ】</p> <p>一人当たりの一般廃棄物の排出量が多すぎないか。コンポスト、段ボール堆肥の普及を推進してはどうか。【県民会議】</p> | <p>33,35</p> <p>○</p> | <p>削減目標については、環境省の公表データをもとに各種推計値等を組合せて設定しています。目標達成のためには、処理現場の意見も反映させることが重要と考えられていますので、各種取組の実施にあたっては、市町村、業界と連携をとりながら、進めていきたいと考えています。</p> <p>コンポスト、段ボール堆肥の普及については、以前より継続して取り組んでいるところであり、今後も引き続き実施します。</p> |
|--|-----------------------|--|

【市町村等】

| | | |
|--|---|---|
| <p>余白部分にSDGsゴール・ターゲットを具体的に表記してはどうか(処理計画に関係する部分のターゲットを表記することで、取組の必要性を強調する)【市町村等】</p> <p>各施策について、ロゴの活用等を行い、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、何に該当するかを明記してはどうか。</p> <p>※当計画は「本県としてのSDGsの取組の具体化のひとつ」としているため、SDGsそのものも含め、明確化した方が施策を住民に理解されやすくなるものと思料。【市町村等】</p> <p>県及び市町村等において、電子マネーの導入を全庁的に取り組むことを具体的に定めてはどうか。【市町村等】</p> <p>優良廃棄物処理業者の育成のためには、自治体が全庁的に率先して取り組む必要がある。数値目標を定めて取り組んでどうか。県下自治体の状況を見ると、環境配慮契約法に基づく取組が余り進んでいないようなので、自治体の産業廃棄物処理委託契約において、環境配慮契約に則った業者選定等の取組を進めることを具体的に定めてはどうか。【市町村等】</p> <p>鳥取県1人1日当たりのごみ排出量が全国一の理由を推測し、記載できないか。【市町村等】</p> <p>鳥取県のリサイクル率が全国一の理由を推測し、記載できないか。【市町村等】</p> | <p>1</p> <p>◎</p> <p>36~48</p> <p>◎</p> <p>55</p> <p>◎</p> <p>55</p> <p>◎</p> <p>14</p> <p>○</p> <p>14</p> <p>○</p> | <p>SDGsのゴールとターゲットを記載しました。</p> <p>SDGsのゴールとターゲットを記載しました。(各施策については、ゴールのロゴ)</p> <p>市町村等や県の役割の具体的な取組に、電子マネーの率先使用や、環境配慮契約法に基づく優先調達(優良廃棄物処理業者への契約等)に取り組む旨を記載しました。普及目標については、今後取り組んでいく中で、検討していきたいと考えています。</p> <p>1人1日あたり排出量が多い理由は、一般廃棄物の目標達成状況に記載しています。</p> <p>リサイクル率が高い理由は、一般廃棄物の目標達成状況に記載しています。</p> |
|--|---|---|

| | | | |
|--|-------|---|---|
| <p>「1計画策定の背景・趣旨」6行目に以下のような内容を追加できないか。</p> <p>「また、県下の状況として、平成30年4月に鳥取市が中核市へ移行したことから、鳥取県東部圏域の保健所業務及び公衆衛生業務を担うこととなった。今後もこれまでと同様に鳥取県東部圏域含めた取組み推進を図っていく。」</p> | 1 | - | <p>都道府県廃棄物処理計画は、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画のため、御意見のような記載は不要と考えます。</p> |
| <p>市民アンケートによると、4Rの取組について、「よく知っている」「少しは知っている」と回答した人が合わせて37%、「あまり知らない」「全く知らない」と回答した人が合わせて44%となっている。「3Rなら知っている」が14%)4Rに新たにrenewableが加わると、周知を図るのは困難。【市町村等】</p> | 40~41 | ○ | <p>4R+Renewableの取組が広がるよう、県でも引き続き広報等を行って、取組の実践や認知度向上に努めていきたいと考えています。</p> |
| <p>古紙回収業者による古紙回収量について、「より正確な一般廃棄物の排出量を把握するため」とあるが、一部の業者のみの数値であり、家庭系・事業系の区別もあいまいであるため、使えない数値となってしまう。【市町村等】</p> | 14 | - | <p>古紙回収量については、その集計方法により、ほぼ把握が出来るものと考えています。データについては、各市町村に提供していますので、目的に応じてデータの加工等を行って使用をお願いします。</p> |
| <p>リサイクル率の上昇の要因は、古紙回収業者の回収量の増加によるものが約7割、焼却灰の有効利用によるものが約3割で、小型家電の回収によるものは1%程度ではないか。【市町村等】</p> | 14 | - | <p>正確な数字までは算定していませんが、記載した取組が進展したことにより、リサイクル率が向上したものと考えています。</p> |
| <p>県計画策定前に市町村からの実態聴取をお願いしたい。県計画と市計画との協調が図れない。【市町村等】</p> | - | - | <p>次期計画策定にあたり、今回の法第5条の5第3項による市町村への意見聴取のほか、市町村担当者会議での事前説明や意見交換等を行っています。必要に応じ市町村の状況把握に努めていきたいと考えています。</p> |
| <p>海岸管理者である県の維持管理課と循環型社会推進課との情報共有をお願いしたい。【市町村等】</p> | 52 | ○ | <p>海岸漂着物処理等については、関係各機関と情報共有を図っていきたいと考えています。</p> |

○誤記載等の修正

| 対象ページ | 修正内容 |
|---------|--|
| 1 | SDGs について、正式名称である Sustainable Development Goals を括弧内に追加 |
| 4～24 | 図のタイトルに(年度)を追記(図 3,8,9,10,18,20,22,24,25,26,29,35) |
| 8 表 4 | 鳥取県東部環境クリーンセンターの埋立終了予定の表記を修正(令和 12 年度頃→令和 12 年度末) |
| 31 | 温暖化効果ガス → 温室効果ガス |
| 29 表 11 | 注意書に鳥取市を追加 |
| 34 図 43 | 「産業廃棄物の排出量とリサイクル率」の図に、凡例(リサイクル率)を表示 |
| 41 | エコ工作コンテスト → エコアイデアコンテスト |
| 42 | 高等学校において → 幼稚園や保育所、小中学校や高等学校等 |
| 42 | ISO14001 の認証取得企業等環境マネジメントシステム → ISO14001 の認証所得企業や、同等の環境マネジメントシステム |
| 44 | 家畜はいせつ物 → 家畜排せつ物 |
| 44 | 「国内クレジット制度」 → 「J-クレジット制度」 |
| 47 | 県認定グリーン商品 → 鳥取県認定グリーン商品 |
| 47 | 産・学・官 → 産学官 |
| 48 | 令和 2 年度からの導入が義務づけられた多量排出事業者 → 令和 2 年度から電子マニフェストの導入が義務づけられた特別管理産業廃棄物の多量排出事業者 |
| 49 | PCB 廃棄物の取組を微修正 |
| 50 | 産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会 → 不法投棄対策連絡協議会 |
| 51 | 各事務所に配置した → 県の各事務所及び鳥取市に配置した |
| 51 | 有害使用機器 → 有害使用済機器 |
| 53 | 4 つの R に Renewable(再生可能資源への代替)を加えた 5 つの R 取組を → 4 つの R に Renewable(再生可能資源への代替)の要素を加え、4R+Renewable の取組を |
| 54 | 有用資源を積極的回収し → 有用資源を積極的に回収し |
| 54 | 5 つの R → 4R+Renewable |

○庁内各課等からの意見に基づく修正

| 対象ページ | 修正内容 |
|-------|---|
| 目次,32 | 新規技術を活用する資源循環産業への支援 → 先端技術の活用による資源循環産業の発展 |
| 38 | 「食のみやこととり～食育プラン～」(食育基本法(平成17年法律第63号)に基づく食育基本計画)との調和を追記(5行目) |
| 41 | (3)グリーン購入の推進の記載について表現を変更 |
| 44 | イントロ部分の表現を修正 |
| 44 | (2)家畜排せつ物の有効利用検討の項目で、家畜排せつ物(鶏糞)と修正 |
| 45 | (4)下水道汚泥の資源化の推進の項目について表現を修正 |
| 46 | イントロ部分及び項目1の表現を修正 |
| 46 | 項目2の(1)(2)(3)表現を微修正 |
| 47 | 「水銀を含む廃棄物の適正な処理に資するため、水銀の迅速分析法の確立を目指します。」を追記 |
| | |

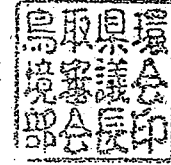
○その他



鳥環審第20号
令和2年2月12日

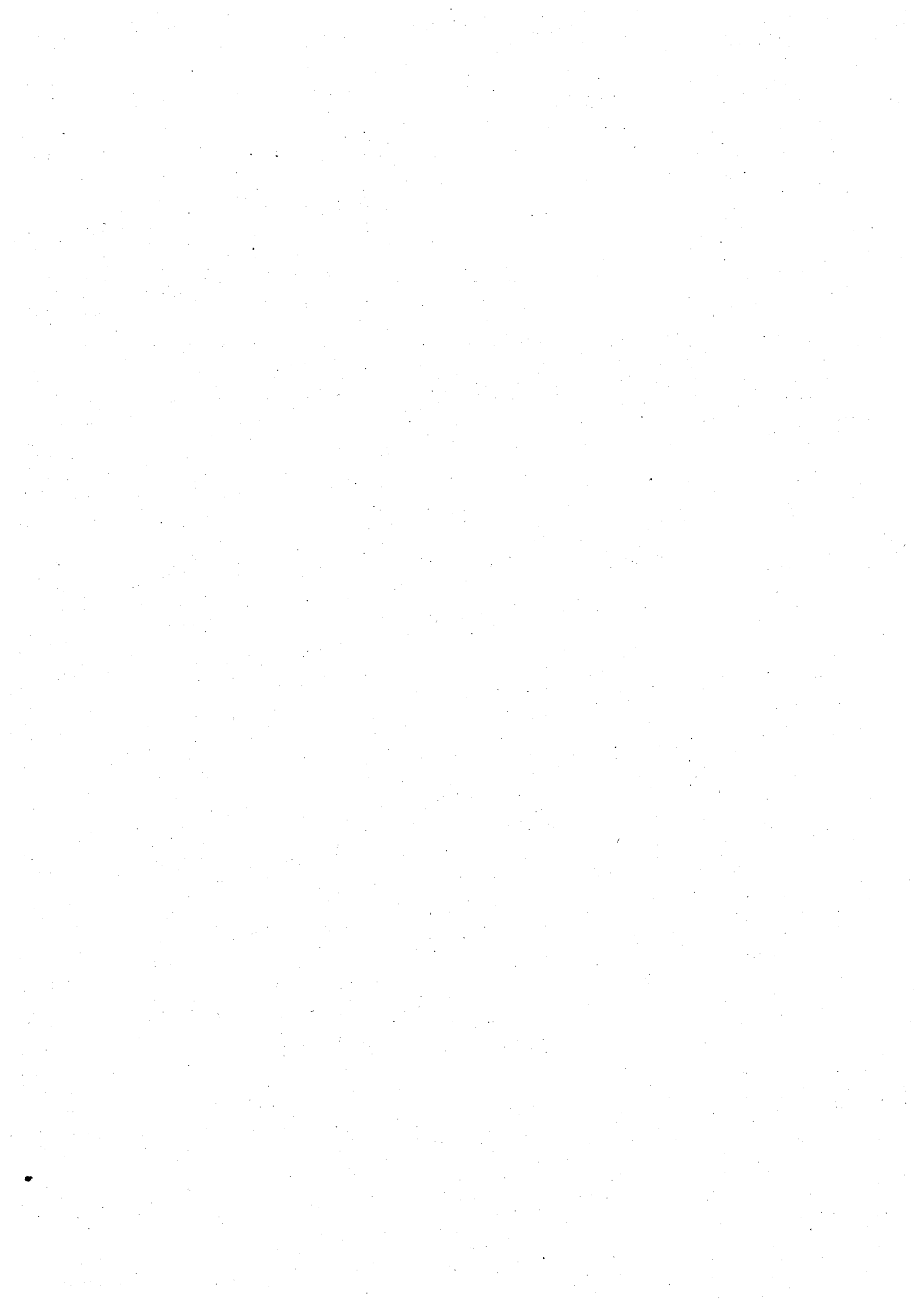
鳥取県環境審議会長 様

鳥取県環境審議会廃棄物・リサイクル部会長



鳥取県廃棄物処理計画の審議結果について（通知）

平成30年11月6日付けで廃棄物・リサイクル部会に付議されたこのことについて、慎重審議した結果、別添「鳥取県廃棄物処理計画（案）」のとおりとすることが適当であると結論を得たので報告します。



(案)

鳥 環 審 第 号
令 和 2 年 月 日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長

次期鳥取県廃棄物処理計画について（答申）

平成30年11月6日付けで諮問のあったこのことについては、慎重審議の結果、別添「鳥取県廃棄物処理計画（案）」のとおり策定することが適当であると結論を得たので答申します。

鳥取県生物多様性地域戦略(案)に対する意見とその対応

鳥取県生物多様性地域戦略(案)についてパブリックコメントを実施したところ、5件の意見をいただきました。前回の環境審議会及びびとっとり環境推進県会議でのご意見も含め、反映させる作業を進めており、2月26日に有識者や自然保護団体との検討会(第3回目)を開催し、最終調整を行います。

- パブリックコメント
実施期間 令和2年1月23日から2月5日
寄せられた件数 5件
- その他意見
とっとり環境推進県会議 1件
環境審議会 2件

【戦略全体に対する御意見】

- <対応状況の記号の意味合い>
- ◎:御意見を受けて修正し、戦略案に新たに記載した項目。
- :御意見について、既に戦略案に記載しているもしくは既に実践している項目
- △:今後の施策実施に向けて検討する項目
- :その他の項目

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-------|------|--|
| 鳥取県生物多様性地域戦略は、環境省の策定の手引きを参考に県内の実情をあまり考慮せずにとりあえず枠組みを設定しているように見受けられる。これではSDGsをよく理解せずに流行に乗っかり、やっつけポーズに利用しているだけに過ぎない。SDGsはターゲットが設定されており、目標として掲げやすいが、本質的に重要なものは形式的な目標達成よりもSDGsを使って既存の問題解決を進めていくことではないか。また、地域戦略であるのだから、県内の実情だけでなく、少くとも何故そうなっているのかを分析し、“とっとりらしい”問題解決を提案するべきではないか。 | - | ○ | 対応状況 主な要因としては、人為に係るものとして開発、過疎、環境に係るものとして温暖化等をあげています。それぞれの問題については各地域で条件が異なることから、地域住民や市町村、専門家と協力しながら対応策を検討する必要があると考えられています。SDGsについては、目標もあります。各主体がステークホルダー(関係者)として行動を実施していくというところにより主眼を置いていま |
| 戦略策定後の取組体制や、戦略更新の検討の際には、環境審議会の自然保護部会、鳥獣部会の参画をご検討ください。他県の戦略を見るとは推進体制のなかに環境審議会を組み込んでいく事例があります。来年度以降生物多様性の取り組みに向け、推 | - | △ | 次年度以降の取組の中で検討します。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|-----------------------|
| 進体制を構築すると同っておりしますので、その際にご検討いただければと思います。 | | | | |
| 良い取り組みであり、今後も推進してほしい。 | — | — | — | 戦略について民間団体等と協力し推進します。 |

I 戦略策定にあたって

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-------------|--------|--|
| 種の保存法の項において、「改正 種の保存法」が施行されたことを考慮すると、県民への周知の意味でも特定第二種国内希少野生動物種(タガメ)の明記が必要。 表1の生物多様性に関する動向の表がわかりにくい。それぞれの目標年や期間が非常にわかりにくい。近年の生物多様性に関する流れを整理し、県民にわかりやすく伝える意味でも表だけでなく、帯グラフのような形式の図を用いることにより、現在、どの時点において、今後どのように振る舞うべきなのかにより明瞭になるのではないかと。 | 11 13～17 | ◎ ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、追記について検討します。 民間団体等との検討会を踏まえ、追記について検討します。 |

II 鳥取県における生物多様性の現状と課題

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|---|----------------|-------------|--|
| 大山において「約 1000 種の甲虫類が確認されており」とあるが、学術報告として 1000 種を記録したものは確認できない。断片的に大山の甲虫の報告はあるものの、それらを網羅したいわゆる総目録はないのが現状である。このことから、「約 1000 種の甲虫類が確認されており」は不正確な表現ではないか。 国立公園や国有林に関するより丁寧な説明が必要ではないか。国立公園や国有林は管轄部署や法令が異なっており、何かしよとしてでも問い合わせ先がわかかなら。積極的な利用を促すのであれば、どこが指定区域であるかの明記(環境省や林野庁のホームページのリンク先を明記する等)、県民がどこに連絡すればいいのか、どういったことをするのに申請・許可が必要であるかをフローチャートでまとめることによって容易な利用・事務の省力化が図れると考える。加えて、鳥取県民は県内の森林の利用に対して森林税を払っていることから、これらに関して説明責任があると思われる。 「河川敷は氾濫や河川の維持管理により植生の遷移が抑制されるため、草地環境に適応した生物の生育・生息の場としての生態的特徴があります」とありますが、表現が専門的で何を言おうとしている | 28 28 33 | ○ ◎ ◎ | 全世界の生物全種の推定数を様々に記載していますが、これらも全種の記録があつて記載しているわけではありませんが、で、今回の数値についても同様の扱いで記載しています。 関係個所に該当のリンクを追記します。 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |

| | | | | | |
|--|-------|---|---|--|--|
| のか分かりません。もっと分かりやすい表現に変えるべきではないか。 | | | | | |
| 「改修や上流域の砂防堰堤、ダムを設置などにより魚類などの遡上 が阻害され～」とありますが、ここで言う改修が、落差工や床固め を指しているのであれば具体的に記載すべきではないか | 33 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 | | |
| 湖山池の記載のあるページ(34ページ)について、ヒシ・ヒメガマなど具 体的な和名をあげるのであれば、学術報告があり、鳥取県も保全事 業を行っている昆虫(トンボ)や二枚貝(カラスガイ)も具体的な種名をあ げるべきではないか。また表6の「塩分濃度管理」はここでは学術的 な用語を用いる方が適切であるため「塩分管理」が適当ではないか。 | 34 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 | | |
| 表7の鏡ヶ成湿原について 市町村欄、名称欄が空白となってい る。 | 36 | ◎ | 18 マスに対して湿原が17箇所のため、空欄になっていま す。空欄の記載を工夫します。 | | |
| 遺伝子多様性の例としてメダカが幾度か出てくるが、ミナメダカもしく はミナメダカ山陰型が適切ではないか | 42 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 | | |
| ウスヒロヒョウモドモキ(42ページ)について、山地草原よりも採草地もし くは二次草原が適切ではないか。この後の文中の記載では採草地と なっている。 | 42 | ◎ | 採草地に統一します。 | | |
| コアジサシの保護活動状況について詳細を知りたい。日野川河口に も生息しており、絶滅の危機に瀕しているのではないかと考えられ、 保護をしてほしい。 | 47 | △ | コアジサシについては、現在、保護管理計画に沿って、専門的な 知識を有した団体が天神川で継続して保護活動として繁殖対策 を行っており、県も活動の支援を行っています。 今回のご意見についての対応は、活動団体と協議します。 | | |
| セアカゴケグモについて、50ページと51ページの記述が矛盾してい る。 | 50、51 | ◎ | 50 ページの記載を削除します。 | | |
| 県民の取組について、智頭町の森林セラピーがあげられているが、 道中にセラピーの一環として立てられたと思われるマイナスイオンの 看板が立てられている。マイナスイオンはいわゆるニセ科学であり、行 政の立場として、これを間接的ではあるが例示・紹介するのは適切で はない。 | 60 | - | 参考にさせていただきます。 | | |

Ⅲ 戦略の基本的な考え方

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-------|------|---|
| 共生とあるが大きな目標として掲げるのであれば、耳ざわりはよいが 極めて抽象的な言葉である共生がどのようなことを指すのかをもっと | 61 | ○ | 3章で「生物多様性の保全と持続可能な利用」と記載しており、よ り具体的な内容についてはIV章の行動計画で記載しています。 |

| | | | | |
|------------------------------------|--|--|--|--|
| 明確に示すべきなのではないか(例えば、利益を自然にも分配する鳥取)。 | | | | |
|------------------------------------|--|--|--|--|

IV 行動計画

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|--|-------|------|--|
| 鳥取県生物多様性GISシステムがあるが、当システムが具体的に活用された事例も明記する必要があるのではないか。 | 64 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |
| 自然公園の保全活動してもらえぬ県民を増やしてほしい。 | 64 | ○ | 県では自然保護ボランティアを募集し、活動に対する保険に県が加入するなど条件整備を行い、促進を図っているところです。 |
| 守り・残すだけでなく、自然環境を回復させるといふことを入れてみるのはどうか。簡単なことではないが、理想としては取り組みの方が良いと思う | 64 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |
| 希少生物をどう残していくのか、その具体の戦略の記載が見られない。理念ばかりで、どのような方針・方向性で種を残していくのかわからない。生息環境の面から見れば、次の取り組みも必要ではないか。 1) 環境に手をつけない。 2) やむを得ず手を付ける場合は、可変部分を最小限にする。個体数の減少が見込まれる場合は、移設する、類似の環境を創出する。 減少が見込まれる種については、次の視点も必要だと思われる。 1) まずは守る 2) 減少するものは再生する、繁殖して増やす できるだけ手をつけず、自然のままに減少していくのを待つだけ、というのには施策とはいえない。活用ばかりに目がいき、種を残していく具体の方策・方向性が示されていない計画はダメだと思ふ。 | 65 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |
| 鳥取県が希少野生生物の情報を一元管理するのであれば、鳥取県公共事業環境配慮指針6頁の「貴重な自然等保全対象を把握する」という記載を、「県に確認する」等、戦略の内容を関係する指針などへ落とし込みが必要だと思ふ。 | 66 | ○ | 生息情報については全县中の地点のデータのデータであり、既存の調査個所以外については情報が無いため、生息情報を把握する手段の一つとお考えください。 |
| 鳥取県公共事業環境配慮指針のチェック項目が調査計画、設計、実施で終わっていますが、P79 に書かれたPDCA サイクルを回すために評価と改善も項目が必要だと思ふ。 | 66 | △ | ご意見を関係課へ伝えます。 |
| 移植等代替生息地を作った場合は、評価と保全を行う必要があると思ふ。 | 66 | △ | ・移植等代替生息地の造成等に関しては、センター等で専門家や自然保護団体、実施事業者と連絡を取りながら、対応していく |

| | | | |
|--|-------|---|---|
| <p>生物多様性に配慮した取組として、工事関係者のたれが、工事のどのタイミングで県へ照会をかけるか、有識者や保護団体が調査する費用を誰がいくら支払うのかなどが不明です。照会を怠った場合のペナルティや工事中に生息地と判明した場合の対応等も疑問に思えます。また住民が、工事関係者が適切な手続きを行っていることをわかり易く知る仕組みが必要だと思えます。</p> | 65～67 | △ | <p>ます。 ・センターの活動に係る調査は、法に定めるものではありませんので、ペナルティ等はありません。また、体制の詳細については今後、自然保護団体や有識者と協議することとしています。照会時期については、希少生物に対する対応を考えた場合、設計前が望ましいと考えます。</p> |
| <p>工事関係者だけでなく発注者も希少生物の生息情報を知る仕組みが必要だと思います。工事関係者に発注した後に希少生物の生息域が発見されると発注者側の経済的損失が大きいです。</p> | 65～67 | △ | <p>設計前に協議を行うことが最も経済的・時間的損失が少なく、対応が容易と考えます。</p> |
| <p>現在、工事場所がオオサンショウウオの生息域である場合、教育委員会に確認をとっていますが、希少生物に関する情報を一元管理した後も、これまで通り教育委員会への確認が必要なのでしょうか？</p> | 65～67 | ○ | <p>・他の法律や条例等で定める手続きについては別途、対応が必要です。</p> |
| <p>希少生物の生息域である場合、オオサンショウウオと同じ調査方法で良いという事にはならないと思います。調査方法が決まっていなければ工事が遅れることとなり経済的な損失が大きいです。戦略の実行と平行して希少生物ごとの生息域を調査する方法をマニュアル化する必要があると思います。専門家と民間を活用してマニュアル化をお願いしたいと思います。</p> | 65～67 | △ | <p>調査方法自体には各種既存の調査方法がありますが、何が生存しており、どのような調査が必要かは各現場で異なることから、専門知識が必要で、マニュアルでの対応は困難と思われれます。センターの活動で対応可能な専門家を紹介して調査を実施する方法が適切と考えます。</p> |
| <p>希少生物の生息域である場合、回避方法や生物多様性オフセットの事例を示し、工事に係る経費を予め見積もることが出来る仕組みが必要だと思います。工事が遅延なく進むように配慮をお願いします。</p> | 65～67 | △ | <p>・工事と生息する生物への対応については、スムーズに対応が図られるような仕組みを検討します。</p> |
| <p>緑化においてはナチュラルガーデンの手法を用いる等、地域の実情に応じて在来種(地域性種苗)の利用を推進するは前後の文が矛盾していないか。後ろの文は主に遺伝子の多様性に考慮したものであるが、一方、前文の「環境の厳しい屋上には、浜辺の植物を植える」と単なる植物の性質に配慮したものであり矛盾している。加えて、「外来種対策の在来種であっても、遺伝的形質が異なる種を人為的に他地域に移植させることで、遺伝子のかく乱の恐れがあることを啓発」に反している。こういった方式のナチュラルガーデンが生物多様性(特に遺伝子の多様性)を保全するという誤解を招きかねない。</p> | 66、67 | ○ | <p>緑化については、都市の自然の創造・回復としています。屋上緑化は0から緑地を創造しますので、屋上という特殊環境に合致する様々な植物を使いますが、使用する植物として在来種(地域性種苗近辺地域)の利用を促進するものです。</p> |
| <p>農業の被害を少なくしたり、人里、市街地に野生鳥獣が出没しないように対策を講じてもらいたい。</p> | 68 | △ | <p>野生鳥獣の被害防止等には各地域での対策が重要です。誘引物となる残渣の適正な処理や、農地等の防護、人里に強く依存す</p> |

| | | | | |
|---|----|---|--|--|
| 河川・湖沼の項で中海を出すのであれば、島根県との協力的体制に関しても明記する必要があるのではないか。 | | | | 個体の駆除など地域での活動が重要であり、県も市町村と協力しながらこれらの活動に支援を実施しているところです。 |
| 林業の項で、生物多様性について(例えば、混合林)に関する取り組みも入れべきではないか。 | 69 | ○ | | 中海については「中海に係る湖沼水質保全計画」に島根県との協力について記載があり、本戦略では記載を省きます。 |
| 近畿地方で起きているオオサシウオのハイブリッド化のように、人が他の地域から持ってきた生物を放すことによる遺伝子的攪乱の危険性を子どもたちに教える必要があると思います。 | 72 | ○ | | 「共生の森」や「J-クレジット制度」により、企業の支援を得ながら森林の適正管理を進め、森林の下層に様々な種を導入させることで、生物多様性に寄与すると考えます。 |
| 「地域連携保全支援センター」という名称は「生物多様性地域連携促進法」における「地域連携保全活動」を支援しているように誤解を与えられていると思います。「生物多様性地域連携促進法」に基づく「地域連携保全活動」の支援であれば協議会が「地域連携保全活動計画」を作成していただく必要があると思います。 | 74 | △ | | 外来種の問題については、国内外来種の問題も含め周知方法を検討します。 |
| 耕作放棄地や所有者不明の森林の問題を解決し、里地里山に住む人を増やしていかねばならない。 | 78 | — | | 「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」では、「地域連携保全活動」は現在行われている環境保全活動やエコツアー、環境教育・学習等を全て含むと記載されており、センターは広域的な視点から都道府県による設立が期待されています。協議会を設置し、「地域連携保全活動計画」を作成するのは市町村で、自然公園の手続が簡素化される等の優遇措置があります。 |
| 鳥取県の特徴として、大山、海岸、砂丘など特徴的なものを強調していただくのではないかと思います。 | — | △ | | 里地里山の問題として、関係機関、民間団体等と今後とも検討します。 |
| 植生保全、植生保護、森林保護などの面も含めて対策を立てていただくのと良いと思います。 | — | ◎ | | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |
| — | — | ◎ | | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |

V 推進体制と進行管理

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|---|-------|------|--|
| 「県の自然保護部局と事業主体等が連携し、希少野生動物植物など保全対象種の有無や環境配慮について調整する体制作りを検討していきます。」とあるが、現状、鳥取県生物多様性GISや希少野生動物種が既にあるのではないかと。この記述ではこれらが機能していないように受け取られかねない。提案するのであればどの現状・課題を改善するために作られたものなのかを明記した上で提示すべきではないか。 | 78 | ◎ | 現在、自然環境への配慮が法令等で定められていないものについて、今後対応する活動を実施するという記載ですので、現在対応する体制はありませんが、民間団体等との検討会で記述を検討します。 |
| 生物多様性国家戦略2012-2020の最終年度であり、次期2030年 | 79 | ○ | 期間に関わらず、関連計画等の更新で見直しを実施することとし |

| | | | |
|--|----|---|---|
| <p>目標の草案が発表されました。5年のサイクルで評価となっており、上記の事情を踏まえてなるべく早い段階で2030年目標に対応した改定が必要だと思えます。生物多様性条約が示した2030年目標の草案では投資の見直しなどより広い範囲での対策を示しており、経済活動と切り離せない内容になっております。</p> <p>スピード感をもって取り組むために、とっとり環境イニシアティブプランと生物多様性地域戦略を別々に管理するのではなく、一つの部署で一元管理することを検討いただきたいと思います。</p> | | | <p>ております。</p> <p>当戦略はとっとり環境イニシアティブプランのⅢ自然・生物との共生を推進する計画と位置付けており、この二つを緑豊かな自然課が一元管理をしていきます。</p> |
| <p>5年ごとのPDCAサイクルは鳥取県の現状と大枠の生物多様性戦略の流れにあっていないのではないかと。2021年には次期生物多様性国家戦略が発表される可能性が高い。一方県のPDCAサイクルは最短でも5年となっている。2020年度に発行となると、来年度発表される次期国家戦略から10年遅れたものを出すこととなり、その後3～4年後にやると見直しとなる。すなわち、常に現状からかなり遅れたものを発行し、企業などの戦略作成・決定で特に重要で参考にされやすい初年度に至っては十数年遅れたものを提示する状況となる。ただし、本戦略は策定努力義務であり、令和2年までの制定期間が定められている。よって、最初の段階では2020年度、2021年度と見直しを行い、そこから5年ごと、もしくはターニングポイントに則した臨機応変な見直しとすることが好ましいのではないかと。</p> | 79 | ○ | <p>期間に関わらず、関連計画等の更新で見直しを実施することとしております。</p> |

IV とっとりらしい保全と活用の事例

| 御意見 | 対象ページ | 対応状況 | 対応状況 |
|---|-------|------|-----------------------------|
| <p>とっとりらしい保全と活用の事例として、鳥取砂丘未来会議、鳥取砂丘ビジターセンター、鳥取県立博物館もその例ではないか。</p> | 80 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |
| <p>参考資料で取り上げた内容があまりにも不十分。検討不足ではないか。</p> | 83 | ◎ | 民間団体等との検討会を踏まえ、記載について検討します。 |

(参考) 鳥取県生物多様性地域戦略(案)の概要

令和2年2月12日
緑豊かな自然課

1 鳥取県生物多様性地域戦略の目的や位置付け

戦略策定の根拠となる「生物多様性基本法」は、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。これを踏まえ、「鳥取県生物多様性地域戦略」は本県における生物多様性の現状を分析した上で課題を整理し、生物の多様性を保全しつつ持続可能な利用が行える仕組みの構築に向け、目標や行動計画を示すものである。

2 鳥取県生物多様性地域戦略の概要

I 戦略策定にあたって

- 人は生物多様性から恩恵(水や食糧、木材等資源・森林の水源涵養機能等)を受けて生活をしているが、人為的な影響(開発や人口減少による放置)や温暖化の影響等により、生物多様性の危機が訪れている。
- 生物多様性の危機に対応するため、「愛知目標」や「生物多様性国家戦略」、「SDGs(持続可能な開発目標)」等と整合させながら、生物多様性の側面から「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を推進するための戦略に位置付ける。

II 鳥取県における生物多様性の現状と課題

- 奥山地域では、シカの個体数が増加し森林の下層植生がなくなるなど深刻な被害が拡大しつつある。また今後、観光客が増加することで自然環境の過剰利用(踏圧による植生の衰退等)が発生することも懸念される。
- 里地里山では、過疎高齢化で水田やため池、里山の手入が不足し、昔ながらの自然環境の維持が困難になり、生態系に影響を与えている。また、竹林についても利用の減少に伴い周囲への拡大が進んでおり、適切な管理が必要である。
- 野生動植物については、シカや外来生物の増加、里地里山の手入れ不足などにより生息環境が影響を受け、絶滅の危機に瀕している種もある。
- これらの課題に立ち向かうべき生物多様性の保全を担う団体等では後継者の不足が顕著になっており、次世代を担う人材の確保や育成が課題となっている。

III 戦略の基本的な考え方

- 本戦略の目標を「人と自然が共生するとっとり」とし、目標達成に向け、IIの課題に対応した行動を県民、NPO等、事業者、行政、専門家など各主体が協働・連携して計画に取り組むこととする。

IV 行動計画

- III章で定めた目標を達成するための5つの基本行動を示し、連携しつつも各行動主体がそれぞれの立場で行動することを期待する。

| 基本行動 | 内容 |
|-----------|---|
| 1 知る・理解する | 民・学・官の各主体が連携して野生動植物の生息情報等の集約や利活用を行う(レッドデータブックの作成等)。 |
| 2 守る・残す | 自然公園等の適正管理や希少種の保全、生物多様性への配慮(開発時に影響を受ける生態系への対応等)を行い、持続的な自然環境の保全を行う。また、外来種の駆除やクマ、シカ、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣の保護管理対策を適切に実施する。 |
| 3 使う・活用する | 農林水産業や観光、自然体験、地域の自然環境に根差した伝統産業など、人の活動において生物多様性から受ける恩恵が持続できるよう配慮した利活用を行う。 |
| 4 参加する・学ぶ | 自然公園の利用や自然観察会等体験型プログラム等によって、身近な自然とふれあう機会や、生物多様性や自然環境について学ぶ機会を提供する。 |
| 5 つなげる | 様々な主体が実施する活動に対する支援を行う。また、連携して次世代に向けた人材育成等を実施する。 |

V 推進体制と進行管理

- 戦略を推進し、生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、各主体はそれぞれの役割を果た

し、連携・協働して取組を推進する。

- 「地域連携保全活動支援センター」を立上げ、民・学・官が連携・協働して希少種に関する情報の管理、生物多様性への配慮や次世代に向けた人材育成等を推進していく。

VI とっとりらしい保全と活用の事例

- 戦略に対する県民の理解を深めるため、現在、各団体や企業が県内で取組んでいる生態系の保全や利活用に関する活動の中で、特に参考となる事例を紹介する。

3 戦略策定の経過及び今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|-------------|---|
| 平成27～30年 | 市民団体／行政機関説明会を行い、意見聴取、素案の取りまとめ |
| 令和元年10月～12月 | 自然保護団体等との検討会 |
| 令和2年 1月 | 環境審議会報告（戦略策定状況の報告） パブリックコメント実施（1/23～2/5） |
| 2月 | 環境審議会報告（パブリックコメント結果の報告） 自然保護団体等との検討会 |
| 3月下旬 | 策定・公表（予定） |
| 4月～ | 生物多様性地域戦略の推進に向けた新たな施策を検討 |

4 地域連携保全活動支援センターの運営イメージ

